

○第76回農薬専門調査会幹事会

日時：平成23年9月13日（火）14：00～16：00

議事概要：

（1）フラメトピル

- ・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- *殺菌剤で、稲及びてんさいに使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

1）キノクラミン

- ・事前の検討の結果、評価第四部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。
- *除草剤で、水稻、くわい等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2）トリフルミゾール

- ・事前の検討の結果、評価第二部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。
 - *殺菌剤で、稲、きゅうり、トマト、りんご、もも、いちご等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。
- ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3）フェノブカルブ

- ・事前の検討の結果、評価第一部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。
- *殺虫剤で、稲、小麦、きゅうり等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。